

規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第一号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第五項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）」に改める。

第二十二条第二項中第七号を第九号とし、第二号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十二条第一項第二号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

三 第十二条第一項第三号に掲げる場合の休暇 同号に定める範囲内で必要と認められる期間

第二十二条第三項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同条第五項中「第二項第三号」を「第二項第五号」に改め、同条第九項中「第三項第八号及び第九号」を「第三項第六号及び第七号」に改め、同条第十項中「第三項第十号及び第十一号」を「第三項第八号及び第九号」に改め、同条第十一項中「第三項第十号」を「第三項第八号」に改める。

附則

この規則は、令和三年二月一日から施行する。